指定管理候補者の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け、下記のとおり指定管理候補者を選定しましたので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和6年第4回県議会の議決を経た後に行うこと となります。

記

1 対象施設

(1)施設名称 おきなわ工芸の杜

(2)施設の概要 本県において工芸品を生産する産業を担う人材を支援し、及び工

芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との 交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価 を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資する。

(3) 設置場所 沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1

2 選定方法

(1)おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の設置

[構成員]

- ・施設の機能または指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者 委員長 糸数政次(浦添市美術館館長)
- 学識経験者

委 員 花城美弥子 (沖縄県立芸術大学教授)

・財務に精通する者

委 員 上原香代子 (上原税理士事務所税理士)

・施設の利用団体(者)を代表する者

委員 赤嶺真澄 (那覇伝統織物事業協同組合元理事長)

(2) 審査の経過

令和6年7月30日 第1回指定管理者制度運用委員会(選定基準等の検討)

令和6年11月1日 第2回指定管理者制度運用委員会(指定管理候補者の選定)

(3) 選定基準等

選定基準	配点
1 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できる	10 点
ものであること。	
2 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮	40 点
させるものであるとともに、効率的な管理がなされるもので	
あること。	
3 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人	30 点
的能力を有するものであること。	
4 工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を	20 点
有するものであること。	

3 選定結果

(1)申請団体名

おきなわ工芸の杜共同企業体

A 社

(2)点数(各点数は委員4名の合計)

加去儿		選定基準	選定基準	選定基準	選定基準	∧ ≑I	
順位			1(40点)	2(160 点)	3(120点)	4(80点)	合計
第1	位位	おきなわ工芸の	34 点	133 点	104 点	65 点	336 点
		杜共同企業体					
第2	2位	A社	30 点	119 点	86 点	65 点	300 点

4 指定管理候補者

(1)団体名 : おきなわ工芸の杜共同企業体

(2)代表者名:株式会社沖縄 TLO 代表取締役 照屋 潤二郎

(3)住 所:西原町字千原1番地琉球大学産学官連携推進機構内

5 選定理由

事業計画書や組織体制等がおきなわ工芸の杜の設置目的を達成し、施設の管理を安定して行う上で十分な内容であるなど、委員会における総合評価が1位であることから、最も適切におきなわ工芸の杜の管理を行うことができると認められる。

6 指定期間(予定)

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで